

# 会社法の論点解説(一)

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

## 目次

はじめに	社への統合
I 一般私法の一環としての会社法	五 株式会社の特質
II 立法過程に関する問題	六 会社類型の整理（その二）—持分会 社という区分（以上二四六号）
一 立法の基本	七 会社に関する制度・規定の整理のあり方（以上二四七号）
二 そのためのシステム—法制審議会と意見照会	八 法律（条文）の分かりやすさ・分かりにくさ—内容
三 歴史の重み	九 法律（条文）の分かりやすさ・分かりにくさ—表現・文言（以上二四八号）
四 捷速の立法	一〇 会社法と法務省令（以上二四九号）
五 手続（多角的検討）の重要性	III 会社法における資本に関する処理の論点（以上二五二号）
六 法務省令の制定過程—会社計算規則の意味	IV 計算の適正とその開示（以上二五三号）
III 会社法の理念と体系	V 合同会社（以上二五三号）
一 社会生活を規律する道具としての会社法	VI 会社法における株主平等原則
二 理念の整理と体系统化	一 会社法制定前の基本的な考え方
三 規制緩和の意味	二 会社法二〇九条がもつ意味—平等原則の意味をどう把握するか
四 会社類型の整理（その一）—株式会社	三 種類株式と株式の単位（以上本号）
五 会社法における株式会社の類型一定	四 株主権の行使—株主名簿の開示

## VI 会社法における株主平等原則

### 一 会社法制定前の基本的な考え方

会社法制定前の代表的な教科書の一つである、鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』(第三版)（有斐閣、二〇〇二年）一〇六頁における株主平等の原則についての説明は、次のとおりである。株主の地位は、細分化された割合的単位とされ、これを株式といい、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、原則としてその所有する株式の数に応じて平等の取扱いを受ける。これを株主が多数でかつ資本的にのみ会社に関与するため、「たとえば国政におけるような頭数ではなく」、株主が有する株式の数を基準とするが、これは、多数決の濫用から一般株主を守る作用をもつ、とする（注1）。そして、株主平等は、株式の平等をその帰属者である株主の面から表現したものという。

(注1) この意味は、やや分かりにくいため、株主は、その出資に応じて株式を取得するのであるから、多くの出資をした者が多数の株式をもつ。その議決権による多数決を濫用して、少数株主

の権利を抑圧することは当然あり得ることである。その場合において、たとえば総会決議の内容が、株主平等を害するようなものであれば（各株主について平等な扱いあるいは比例的な扱いが要求される場合にこれをしない）、許されないことになる、という意味であろう。そして、一株の株主の権利が多数決の濫用をチェックできるようないい、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、原則としてその所有する株式の数に応じて平等の原則といい、その特色は、株主が多数でかつ資本的にのみ会社に関与するため、「たとえば国政におけるような頭数ではなく」、株主が有する株式の数を基準とするが、これは、多数決の濫用から一般株主を守る作用をもつ、とする（注1）。そして、株主平等は、株式の平等をその帰属者である株主の面から表現したものという。

(注2) 持株数に応じた比例的平等取扱いという平等原則と株主としての一般的な平等原則を区別する議論が紹介されている。たとえば、森淳二朗・上村達男編『会社法における主要論点』の評価（中央経済社、一〇〇六年）によると、大法学五五卷三・四号七一九頁等）参考照。つまりは、持株に応じた比例的扱いが要求されるのは、株式という割合的単位としていることの反映である。株主に認められる権利の内容にものとされている限り（たとえば、訴えによる救済の許容）、その権利が守られる。その意味では、一株の株主の権利の内容が重要である（株式の単位（一株）の大きさいかんという問題が起る）。また、多数決による定款自体の限界という問題とも重なり合う。その株主平等原則の具体的な内容ないしその表れ方、その根拠については、改めて論ずる。

この原則の第一は、各株式の内容が原則として同一なことであるとされる。その例外が、法が認める種類株式であるとされる。

原則の第二は、株式の内容が同一である限り、同一の取扱いがなされる。その例外が、法が認める種類株式であるとされる。

この原則の第一は、各株式の内容が原則として同一なことであるとされる。その例外が、法が認める種類株式であるとされる。

会社法制定前の商法の規定上は、一株一議決権（二四一条一項）、持株数に応じた配当（二九三条）・残余財産分配（四二五条）・新株引受（二八〇条ノ四第一項）等の定めがあつた。これと同旨の定めは、会社法にもある（三〇八条一項・四五四条三項・五〇四条三項が、それぞれ議決権・剩余金配当・残余財産分配について定めるほか、無償割当てについての一八六条二項・二七八条二項・株主割当増資についての二〇二条二項等がある）。株式会社における構成員の平等は、株主平等原則として認められ、法律の定めなしにして認められる、これに反する取扱いは、許されないものとされた（注3）。

(注3) 資本減少における株式消却の方法に関する大判大11・10・12（民集一卷五八一頁）。また、無配の会社での特定の大株主に対する報酬および中元・歳暮名目での金員の提供につき、旧商法二九三条の趣旨に従して無効とした最判昭45・11・24（民集二四卷一・二号一九六三頁）がある。最判平8・11・12（判時一五九八号一五二頁）は、同じ株主総会に出席する株主に対

をなすという面も忘れてはならないが、その多数を盾にとった少数株主への不当な圧迫も、許されるべきではない。

（注1）この意味は、やや分かりにくいため、株主は、その出資に応じて株式を取得するのであるから、多くの出資をした者が多数の株式をもつ。その議決権による多数決を濫用して、少数株主

（注2）持株数に応じた比例的平等取扱いという平等原則と株主としての一般的な平等原則を区別する議論が紹介されている。たとえば、森淳二郎・上村達男編『会社法における主要論点』の評価（中央経済社、一〇〇六年）によると、大法学五五卷三・四号七一九頁等）参考照。つまりは、持株に応じた比例的扱いが要求されるのは、株式という割合的単位としていることの反映である。株主に認められる権利の内容にものとされている限り（たとえば、訴えによる救済の許容）、その権利が守られる。その意味では、一株の株主の権利の内容が重要である（株式の単位（一株）の大きさいかんという問題が起る）。また、多数決による定款自体の限界という問題とも重なり合う。その株主平等原則の具体的な内容ないしその表れ方、その根拠については、改めて論ずる。

この原則の第一は、各株式の内容が原則として同一なことであるとされる。その例外が、法が認める種類株式であるとされる。

この原則の第一は、各株式の内容が原則として同一なことであるとされる。その例外が、法が認める種類株式であるとされる。

会社法制定前の商法の規定上は、一株一議決権（二四一条一項）、持株数に応じた配当（二九三条）・残余財産分配（四二五条）・新株引受（二八〇条ノ四第一項）等の定めがあつた。これと同旨の定めは、会社法にもある（三〇八条一項・四五四条三項・五〇四条三項が、それぞれ議決権・剩余金配当・残余財産分配について定めるほか、無償割当てについての一八六条二項・二七八条二項・株主割当増資についての二〇二条二項等がある）。株式会社における構成員の平等は、株主平等原則として認められ、法律の定めなしにして認められる、これに反する取扱いは、許されないものとされた（注3）。

(注3) 資本減少における株式消却の方法に関する大判大11・10・12（民集一卷五八一頁）。また、無配の会社での特定の大株主に対する報酬および中元・歳暮名目での金員の提供につき、旧商法二九三条の趣旨に従して無効とした最判昭45・11・24（民集二四卷一・二号一九六三頁）がある。最判平8・11・12（判時一五九八号一五二頁）は、同じ株主総会に出席する株主に対

しては合理的な理由がない限り、同一の取扱いをすべきであり、従業員株主を総会に優先的に入場させ株主席の前方に着席させたことは適切を欠くと判断していた。この最後のものに類するものが、いわゆる株主平等原則の適用によるものかどうかは、平等原則をどう考えるかによるのである。株主としての権利の行使につき、株主の属性によって差別してはならない、というのが原則であるが、合理的な理由があれば、これを破る余地を認めるべきである。その判断の基準つまり当該事案における取扱いについての合理的な理由は何か、が問題である（後記参照）。

## 二 会社法一〇九条がもつ意味

### 一 平等原則の意味をどう把握するか

株主の平等につき、一〇九条一項は、株主を、株式の内容と數に応じて、取り扱うべきことと定めていた。同条二項三項は、この一項の規定にかかわらず、非公開会社（全株譲渡制限会社）では、定款の定め（その定款変更の決議要件について三〇九条四項）で、株主の本質的権利とされる一〇五条一項各号の①剩余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③総会での議決権につき、株主ごとに異なる取

扱いをすることができる、この定款の定めがあるときは、内容が異なる株式とみなして取り扱うべきものとする（これは、種類株式とみなされるが、登記による公示はない。これまで有限会社にのみ認められていた事柄を何の留保もなく、会社法上の全非公開会社に許容してよいものであるかどうかには、疑問もある）。

この一〇九条一項の定めは、株主（株式）平等の原則を表したものとされる。そして、これを株主平等原則の本来的な意味を表したものと解する見解もある（注4）。つまり、株主の平等取扱いは、株式が均一の割合的単位であることの裏からの表現であり、株主と会社との法律関係や株式の譲渡等を合理的に処理するための法技術的所産であるとする（この考え方によれば、たとえば種類株式ごとにその株式の平等扱いが確保されていれば、それでその目的は達成できることになる）。

確かにこれがないと、株式を取得する者が会社に対していかなる地位を会社に対して取得するのか明確でなくなる。つまり、株主の権利が、その株式を取得した者が誰かによつ

て変化するのでは、安心して株式を取得し、株主になることができない。これは、株式という制度の本質的な利点を失わせかねないものである。そして、一〇九条二項の定めによる株式は、その明確な変質ということになる（これは、登記事項ではないから、非公開会社では、定款の定めの確認が必要である。その意味では、株主平等原則は、株式の自由譲渡性が機能している会社において特に重要である）。

しかし、株主平等の原則をそのままに便宜的なものとしてのみ捉えるのは、皮相的にすぎるのでないか。神田・前掲（注4）文献は、団体の構成員が平等な待遇を受けることは、正義・衡平の理念からすべて

の団体に共通の理念であり、その株式会社における表れが、各株主は持株数に応じて平等な取扱いを受けるという伝統的な考え方につき、そのような理念的な考え方は、あまり意味がない、と批判する。そして、伝統的な考え方としての各株式の内容が原則として同一であるべきだ、といふ前記一における原則の第一として提示されているものは、原則ではない、とする。

確かに、法が定める種類株式を例

外として認める以上は、これを例外と言おうと、原則と言おうと、実際問題としては、変わりはないかもしれない（株主平等原則は、それに反する法律を無効とする憲法のようない）。しかし、これについては、立法論においても、その基本的な意味をきちんと認識することは大切であるとともに、解釈論展開の手掛かりになる重要な概念であることは否定できない。それは、会社法の立法としての問題点を明らかにするための基本的概念でもある。そこで、正義・衡平の概念に基づくという伝統的な考え方の意味（理念）について、観念論ではなく、具体的に検討してみたい。

理念として論じれば、フランス革命以後の市民社会の基本的な理念である自由・平等思想の株式会社（近代市民経済社会の基礎的なツール）における表れというべきである。つまり、株式会社が近代社会において、民衆の意思をもつ法制度である以上は、平等思想に立脚するものでなければならぬ。会社民主主義という考え方につながるものである（憲法一四条参照）。

しかし、株式会社法における平等

は、一般的人権思想におけるような個人の平等を意味しない。株式会社は、株式制度に基づく資本団体である。株式（株主としての地位）は、株主による出資を裏づけとする。株主は、その出資者である（株式会社は、出資者たる株主を構成員とする社団である）。

その株主は、その回収につき劣後的に扱われる資金の会社への出資者であることを本質とする。出資をすることによつて、株式会社に貢献しているのであり、その貢献に見合つて権利（支配権能と収益権能の享受）を認めるのが、株式会社においての公平というものである（人間であること自体に存在価値があるといふのではなく、出資者であることの意味がある）。そこでは、支配権能の行使としての資本多数決が基本理念になるし、その出資に対するリターンもそれに見合つたものが与えられるべきである（「株式の数に応じて」という意味）。その例外が株式としての内容を異なる種類株式ということになるが、それをどこまで認めるべきかについては、立法論としても、慎重に検討すべきであつた（注5）。

(注5) 人間社会は複雑系のシステムで

あり、単純な原則の一律の適用によつて妥当な結果が得られるものではない（硬直的な扱いはすべきでない）。例外のない原則はないというのは、真理である。しかし、例外を認めるには、それなりの慎重な検討が必要である。その点で会社法における種類株式の拡大には、大きな問題がある。

他方で、零細な出資であつても、株主による出資として受け入れた以上は、その出資者に出資者（株主）としてそれなりの権利を認めるのが、公平というものである。これが、株主平等原則の本質と考えられる。

この点に関連するのが、株式の内容と数、だけでは片付かない株式単位（大きさ）の問題である。これは、基本的に、設立当初においては、問題とはならない。つまり、株式会社の出資は、株式の引受け・払込みによって行われるのが原則だから、設立当初においては、その際の一株ごとに行われる（出資額は、株数に比例する）。しかし、株式の併合や単元株数の設定により、株主の出資が株数や議決権数にそのまま反映しない事態が起こる（小刻み株式分割も問題になる）。

極端なことをいえば、持株比率が

最も高い株主の持株数の株式を一株に併合すれば、他の株主の持株はすべて端株になつて、会社から放逐されたり、議決権がなくなつて支配権能を喪失したりする。これが、株主平等の理念に反することは明らかである（その究極的な問題の現れが、Squeeze Outつまり株主の締出しであるが、会社法は、これについても十分意識的な検討をしていないように思われる。後記五（）参照）。

つまり、株主平等の原則は、定款数決論理の貫徹（濫用の危険）を制御するという機能をも有すると考えるべきである。その意味では、株式会社における権利濫用という一般法理の適用を考えるに当たつての重要な視点というべきであるが、それだけに硬直的にではなく、公正性・必要性・合理性等の要素を勘案しつつ、バランス感覚を保つて考慮する必要がある（ご都合主義に陥つてはならないが、その適用局面の具体的な状況を十分認識して判断すべきである）。たとえば、後記四の企業防衛策について考える場合。

平成二三年改正前には、利益・利息の配当、残余財産分配、株式買受、利益消却について内容が異なる数種の株式の発行を認めていたが、議決権株とすることを認め（改正前商法二四二条）、数種の株式が発行された場合におけるある種類の属性として転換株式を、さらに解釈上ある種類の株式のみについて譲渡制限をする余地も認められていた。

基本的には、その種類としての内容は、株主の財産上の利益に関するものとその地位の得喪（消滅・他の種類への変更）に関するものに限定されていた。第二次大戦前から無議決権株式も認められていたが、その株式に与えられる優先的な配当の代償としての意味をもつものとされ、これを受けられなければ、議決権は復活するものとされていた。

### 三 種類株式と株式の単位

#### (一) 種類株式に関する定め

平成二三年改正は、株主の会社支配権につき、単純に株主平等を破

る余地を認めた。議決権制限株式と拒否権付株式とである。前者は、改正後二二二条一項で数種の株式の一つとして認められた。その他の点では同一の内容の株式でも、議決権の内容を制限する余地を認めるものである（完全な無議決権も、認められる）。エクイティの特質としての支配権能の根幹である議決権がない株式（制限株式という意味は、その行使を制限する事項を多様にできるということであるが、一般株主が理解できない複雑なものになるおそれがあるから、法律上整理しておくことが方が適当である。何でも選択の幅を広げれば使い易いというものではない）を安易に認めることは、疑問が多い。

これに対し、後者は、総会決議事項や取締役会決議事項につき、その本来要求される決議のほか、当該種類の種類株主総会決議を必要とするもので、その決議をしないことによる意味で、拒否権をもつものである（拒否（反対）の決議をする必要があるわけではない。たとえば、反対の議決権行使を要する国連安全保障理事会の拒否権とは異なる）。

平成一三年改正による商法二二二

条七項においては、これはある種類の株式の属性として認めていた。つまり、同一種類の株式（たとえば、普通株のみ発行する場合）の中で拒否権があるものと、ないものとを作り出すことはできなかつた（その種類の株主としての利益を守るために）ものという趣旨のものと考えることができる）。その意味では、会社支配権能のみについて直接的な特別扱いを認めるものではなかつた（もちろん、種類株式という形式を整えることは簡単であるから、脱法はいくらでもできたことは否定できないが、制度趣旨については、そう説明できる）。

平成一四年改正では、旧商法二二二条一項各号において株式の種類を列挙する会社法と同じ形式を採用したが、実質的な改正は、株式譲渡制限会社において、取締役・監査役を種類株主総会決議で選任する種類株式を新しく認めた点である。

会社法においては、種類株式は、さらに拡大されている（一〇八条一項各号）。拒否権付株式が独立の種類とされ（同項八号）、他の種類の株式の属性ということではなくなるつた。同じように、譲渡制限株式（同項四号）も独立の種類株式とされた

（同一の内容の株式につき、譲渡制限をしたり、しなかつたりすることができる）。

全部取得条項付株式（同項七号）という種類株式が創設された（この意味については、後掲（注31）参照）。また、償還株式、買受株式、転換株式等を、株主がプット・オプションをもつものと、それ以外のものとに分け、前者を取得請求権付株式（同項五号）、後者を取得条項付株式（同項六号）と整理して、それぞれ種類株式としている。この取得は、いずれも会社による取得を意味することになるが、その対価についての多様化が図られた（転換株式は、取得請求権付株式の一種とされているが、これは、株主にとってはプット・オプションというより、コール・オプションである）。

剩余金配当種類株式（同項二号）、残余財産分配種類株式（同項三号）、議決権制限種類株式（同項九号）は、そのまま維持されている。

（注6）全株について、取得請求権を認めたり、取得条項を付したりすることも、株主平等の関係で、問題がないわけではない。株式会社が存続している限り、全株を会社が取得することは許されない（株式を発行しない株式会社は、存在し得ない）。全株主がその株式を取得するよう請求すること、さらには、株主の持株の具体的な会社による取得は、全株主に等しく生ずるものではないことが、前提となる。たとえば、取得請求権が認められていても、最後に残った者は、請求できなくなっている。

一六六条一項ただし書・一七〇条五項の制約がどう働くことになるかも問題で、結局このような制度についてかかるニーズが存在するのかが疑問である。会社の存続期間や解散事由（九二一条三項四号）の定めがあるよ

は、標準となる株式という意味があるとともに、定款で特別の定めをしない場合に成立する株式を意味することもある。全株について、一〇七条一項の定め（譲渡制限・取得請求権付・取得条項付）をした場合には、後者ではないが、前の意味での普通株式（一種類の株式のみが発行される）が成立することになる（注6）。

うな場合はともかく、存続している会社の株式の払戻しを一般的に認めることが、適当とは思われない（たとえば、株主がいじめられている場合に剩余金の範囲で株式買取請求をすることを認めるというようなことは、合理的だと考えられるが、それを意図したものでもなさそうである）。

また、全株同一の内容の場合において、その取得対価を新株予約権とする（一〇七条二項二号ハ・三号ホ）というような意味（つまり同じ内容の株式の取得を改めて請求できることになる）がどこにあるのか、理解しかねる。

これらの種類株式の具体的な内容は、定款の定めに委ねられる（一〇八条二項）。その場合には、資本多数決が支配するから、多数決の濫用によって、その内容が不当であるという事態は容易に起り得る。そして、種類株式は、株主平等の例外として法が認めたものということであるから、その内容の定めが株主平等に反すること自体からは、直ちに違法にできるものではない（その内容が著しく不当な場合は、八三一条一項三号の適用が考えられるが、特別利害関係の存在が前提になり、それだけで十分かという疑問はある）。

さらに、同条三項は、定款の定めによらず、総会や取締役会の決議で定配を正面から否定することになる）。

める余地をも認めている（注7）。

（注7）この事項は、法務省令の定める

事項に限定されているが、その省令の定めである施行規則二〇条は、たとえば、剩余金の配当につき、配当財産のだと考えられるが、それを意図したものでもなさうである）。

また、全株同一の内容の場合において、その取得対価を新株予約権とする（一〇七条二項二号ハ・三号ホ）とい

その立法の過程では、具体的な株式の内容が、その基本的な原則の趣旨からいって合理的なものであるこ

とがきちんと確保されていることを

認めることである。具体的な内容を法律で限定的に規定することが望ましいが、それには限界があることは確かである。それでも、できるだけの明確化と少なくともこれを定める手続の公正を担保する必要がある。その配慮が欠けている。

これは、平成一三年改正の問題点を拡大して引き継いだものというべきである。

## （二）エクイティとしての株式

株式は、負債とならぶ株式会社の主要な資金調達手段である。株式は会社の持分（Equity）であるが、負債（Debt）との基本的な相違は、払戻しの順位（株式は、負債を弁済した残余財産の分配にしか与れない）とその代償としての支配機能である。基本的には自己（内部）資本と他人（外部）資本という性格の違いがある。そのほか、原則的な株式と負債との違いとしては、弁済期限等原則の趣旨からいって許されるは

いるものであつてよい、というような立法は、その不文律としての株主平等原則の趣旨からいって許されるはずはない（多数決の濫用や経営者支配を正面から否定することになる）。

いがあるが、その境界はあいまいに

なりつつある。

たとえば非参加・非累積優先株式と永久劣後債はその典型であるが、その相互の転換ができる状況も認められる（たとえば、新株予約権付社債と取得請求権付株式）。しかし、その基本的な性格の相違は存在する

ことはできない（もちろん、財務制限条項等の契約による拘束や資金供給者としての事実上の支配力の行使）。

このに対し、株式は、支配機能を

もつ（資本多数決の制約は受ける）

のが、原則である。その点で、これを内容とする株主平等原則を一般的に破ることには疑問がある。もつとも、株主の支配機能が、その出資が劣後的に扱われることから正当化されるとすると、その観点からの立法論を展開する余地もあるかもしれません。

い。

会社法が認める種類株式のうち、この支配機能に直接関係するのは、  
①議決権制限株式、②拒否権付株式、③取締役・監査役選任権種類株式である。このうち、③は、非公開会社についてのみ認められる。非公

開会社という区分を基準にすることが適当であるかどうかについては、既に検討したところであり、疑問があるが、特にベンチャーキャピタルが株主になつてゐる会社や合弁会社のような場合には、それなりの意味はあろう。つまり、閉鎖的な会社においては、支配権能に関する株主平等についても、柔軟に対応する必要が認められる。

しかし、それ以外の①議決権制限株式と②拒否権付株式とは、株式会社一般の制度とされている。②も、ベンチャーのような場合、③の取締役・監査役選任種類株式が有効な場合に意味をもつほか、国策会社のように特に公共の利益の配慮が必要な会社に限つて認めるのが相当のように思われる。これを一般化したことは疑問がある（たとえば黄金株を一般的に許容するものであるが、何らの基準・歯止めなしにこれを認めるのが適当とは考えられない）。

なお、拒否権を種類株式の属性とした場合には、その種類（たとえば配当優先株式であれば、その利益）を守るためのものに限定されるという一応の基準が考えられる。

③の議決権制限株式も、会社法は一般化している。閉鎖的な会社にお

いて、資本多数決を貫徹しないほうに望ましいという合意が成立する場合も考えられる。また、資本市場から資金を調達する会社のような場合でも、株式が負債（デット）に接近したことにより、議決権をはじめとする共益権を認めなくともよいだろうと考えられる局面が多く現れるることは考えられる。しかし、会社法のように何の制約もなく（濫用防止の配慮がない）、議決権制限株式を一般的に許容し、それが平等原則だとする定め方（一〇八条・一〇九条一項）には、疑問があり、解釈で補う必要がある（注8）。

（注8）たとえば、議決権行使要件につき企業防衛の見地から持株比率が二〇%未満の場合にのみ行使できると定めることができる、との立案担当者の見解がある（相澤哲二・葉玉匡美・郡谷大輔編著『論点解説新・会社法一千問の道標』（商事法務、二〇〇六年）一〇八頁）。しかし、このような内容の見合う配当が受けられない（つまり普通株に比して著しく不利な）株式は、客観的に明白にその不利益を認識することができる。普通株の五分の一の配当しか受けられない株式は、価格（単位）が五分の一でなければ、これを引き受ける者が生じないという意味で、市場による淘汰に任せることの選択も考えられる。これに対し、議決権につ

いては、そのような明白性はない。事実上意味を持たないことが多い。たとえば、会社に支配株主がいるような場合には、その議決権の価値は、事实上制限に不合理な種類株式の内容を定めることが許されるわけではない。江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、二〇〇六年）一二五頁参照。

特に資本市場での取引が行われるような株式の場合、その議決権の価値が顕在化するのは、専らその支配権の帰属をめぐつて争いが起こる場合である（注9）。このことを認識しての値決めは、可能なのであろうか（議決権株式への転換権を付することによって解決する手法もあるが、付与される比率つまり株式の単位が問題になる）。そこには投資家に不測の損害を生じさせる危険があるが、自己責任として片付く問題かどうかについては、疑問がある。

（注9）配当に関する限り、その出資に見合う配当が受けられない（つまり普通株に比して著しく不利な）株式は、客観的に明白にその不利益を認識することができる。普通株の五分の一の配当しか受けられない株式は、価格（単位）が五分の一でなければ、これを引

いては、そのような明白性はない。事実上意味を持たないことが多い。たとえば、会社に支配株主がいるような場合には、その議決権の価値は、事实上希薄化していることは否定できない。さらにいえば、株主が分散している場合の零細株主の議決権も、普通、あまり価値は感じないが、会社買収のような場合は、意味をもつ。公開買付けにおける株主の平等扱いの要請（金商法二七条の二第三項・二七条の六・二七条の一三第四項五項）参照。

### （三）少数支配の危険

近代法下の団体の基本的な支配原理（民主制）は、多数決である。もちろん、エリート支配の方が効率的であることも十分考えられ、構成員が親密な信頼関係をもつ場合や利害得失を判断してそのような団体を形成する場合には、それも許容されるべきであろう。しかし、構成員についての、そのような前提が崩れるとき、著しい不公正すなわち少数者による多数者の抑圧が起こることを忘れてはならない（多数者による少数者の抑圧も、不公正であるが、少数者による多数者の抑圧は、もっと不公平である）。

日本では、この言葉が用いられることは少ないが、会社民主主義の問題である。株主尊重というときに考

慮すべきなのは、この出資者（危険資本の負担者）としての株主であることを忘れてはならない。

近代国家におけるそれは、個人としての国民による頭数多数決であるが、資本団体としての株式会社の多数決原理は、資本多数決である（頭数多数決が併用される場合がある。三〇九条三項四項）。その実質的な意味は、形式的な株式数比例ではなく、出資比例でなければおかしい（株式が均一なものでなければ、数に比例すればよいとはいえない）。

一株一議決権の原則は、株式の均一性（割合的単位）を前提とするものである。この場合の出資という意味は、絶対的な額ではない。その発行時期によって、一株の株式（株主の地位）を取得するのに要する金額は、異なる。

株式の単位は、一株を取得するための出資額（つまり株式の値段）ということになる（ここでの議論は、同時期の議決権株式と無議決権株式とそれを取得するための出資間の均衡に関するものである）。無議決権株式は、他の内容が同一であれば、議決権の価値だけ減価することを考慮すべきであるが、その価値の算定に困難があることは、既述の

とおりである。

この少数支配の回避について、会社法上の手当ては、公開会社に関する一一五条の定めのみである（議決権制限株式の発行数が発行済株式総数の半数を超えることになったときは、これを半数以下にするための必要な措置をとらなければならない、とする）。このような株数の制約による調整は、無議決権株式として優先株のみを認めていた平成一三年改正前（昭和一三年改正）からのものである。この制限は、最初は発行済株式総数の四分の一以下とするものであつた（旧商法二四二条二項）。その後、平成二年改正で発行済株式総数の三分の一以下とされ、平成一三年改正により発行済株式総数の二分の一以下とされた（同改正による旧商法二二二条五項）（注10）。

（注10）無議決権株式の株金総額は、資本の四分の一を超えることはできないことになる（ここでの議論は、同時期の議決権株式と無議決権株式と定めていた昭和一三年改正当時から、この制限については、争いがあつたようである（新版注釈会社法5）（有斐閣、一九八六年）二四〇頁（菅原菊志）。旧ドイツ株式法一二五条二項は、「他の株式の総券面額の半額」までと定めていたが、一九六五年株式法一三九条二項は、「他の株式の券面総額」を制限額とする。また、無議決権

株式以外の株式が消却されて、この限度を超えることになった場合、この限度を守るための措置を講ずる義務があるかどうかも、争わっていた。

この制限の意味は、少なくとも平成一三年改正以後は、変質し、無意味になつたというべきであろう。つまり、株式数による均衡の定めは、株式の単位（出資単位としての大きさ）が等しくなければ（注11）、少額の出資しかしない者による支配という事態を防ぐことはできないのに、平成一三年改正は、無議決権株式を種類株式として認めるとともに、議決権の単位としての単元を株式の種類ごとに定めることを許容している。これは、株主平等原則の実質的な根拠と考えられる出資と議決権との比例原則を完全に廃棄したものというべきである（注12）。

（注11）昭和二五年改正前には、額面株式しか認められていなかつた。そして、額面発行が原則とされていたから、普通株と無議決権優先株（昭和一四年）によつては、明確には意識されないなかつたのではないか。しかし、両者の間には、配当優先と無議決権といふの間に、株式の価値を変化させる重要な要素がある（前者は優先株の価値への出資を増加させる要素であり、後者は逆に減少させる要素である）。それにもかかわらず、株式単位を人為的に違えたのである（株主平等原則の実質的な根拠としての株式は、基本的に割合的持分としての株式は、基本的に均一なものという前提があった。このように株式単位が等しいことが前提の場合には、数で制限しておけば、少額分配という現象は生じない）。

（注12）平成一三年改正前にも、當時認められていた無議決権優先株式と議決権株式（普通株）間の株式の単位の関係については、議論があつた。私見は、一株一議決権の原則の下での議決権の復活が認められている以上、その間の株価（株式の大きさ）には、一定以上（一・五倍ないし二倍）のかい離は認められるべきでない、というものであつた（拙稿『優先株に関する諸問題』優先株制度（有斐閣・一九九二）一四〇頁）。これは、資本多数決の下での株主平等原則の扱いについても、参政権における一票の格差の議論と通ずるという考え方に基づくものである（つまり、株式の単位ごとの権利たとえば議決権についての格差は、どこまで許容されるのか。およそ制約はないといつてよいのか）。株式の大きさが一〇倍であつても、配当額が一〇倍であれば、あるいは議決権が一〇倍与え

られれば、問題はないけれども、当時は一株一議決権原則により、一〇倍の議決権を認めることはできなかつた（現在では、単元株制度の利用でこれもできる）。議決権復活によつて権利のバランスをとろうとしている制度の趣旨からいって、出資に見合う議決権の確保は法の要求するところと考えられた。これに対しては、株主平等原則に必要以上に固執する点と事後の種類株式間の株価の乖離が不可避である点から、適当でないと批判がある（江頭・前掲（注8）文献一二七頁）。

しかし、後発的な事情による株価のかい離の問題は、一票の格差の問題と同じで、それが起り得るから、初めから不平等を認めてよいということにはならない。また、これは、株主の出資を平等に扱うという基本的な問題点である。どこかに歯止めがないとおかしいのではないか。そして、この場合の平等を確保しないという理由（会社民主主義の原理に背く理由）は、議決権株式の支配力の強化以外にはないが、特に資本市場で取引される株式について、それが合理的とは必ずしも思われない（無議決権株式については、株主管理コストの問題は基本的に起こらないから、その単位について議決権を超えてことさら大きくする意味はない。取引単位を大きくすれば足りる点では、社債に類似する）。なお、国政における一票の格差の存在を合理化する理由としては、抑圧される少数

議決権については、一株一議決権原則（三〇八条）があるが、単元株制度を利用すれば、必ずしもこれに縛られることはない。優先株一株の大きさが普通株の一〇倍である場合も（注13）、普通株の単元数を優先株の一〇分の一にすれば、議決権の価値の平等は確保される。このような株制度は株主平等に貢献するものである。しかし、この単位に差がある場合において、権利内容と正の比例関係が確保されなければ、不平等になる。つまり、議決権を与える株式の単位を小さくし、無議決権株式の単位を大きくすれば、その数が同じであつても、議決権株式の出資比率は小さくなり、少數支配が出現する。

（注13） 現行法は、無額面株式のみの世界であるから、その一株の単位は、自由に設定できる。そして、一〇九条一項の定めがあるから、同種類の株式間では、その大きさ（株価）が異なることはない。しかし、種類が違えば、その大きさを異なるものとすることがで

者の保護とか地域的な利益保護の問題とかが起こるが、株式会社における議決権株式と無議決権株式との間には、そのような考慮を要請する構造的な問題はない。

議決権については、一株一議決権原則（三〇八条）があるが、単元株制度を利用すれば、必ずしもこれに縛られることはない。優先株一株の大きさが普通株の一〇倍である場合も（注13）、普通株の単元数を優先株の一〇分の一にすれば、議決権の価値の平等は確保される。このような株制度は株主平等に貢献するものである。しかし、この単位に差がある場合において、権利内容と正の比例関係が確保されなければ、不平等になる。つまり、議決権を与える株式の単位を小さくし、無議決権株式の単位を大きくすれば、その数が同じであつても、議決権株式の出資比率は小さくなり、少數支配が出現する。

（注13） 現行法は、無額面株式のみの世界であるから、その一株の単位は、自由に設定できる。そして、一〇九条一項の定めがあるから、同種類の株式間では、その大きさ（株価）が異なることはない。しかし、種類が違えば、その大きさを異なるものとすることがで

きる。経済原理からいって、配当その他の自益権の内容に差がない株式について、株式の大きさを大きく変えることは困難である（株主となる者がいない）。配当額および残余財産分配額があれば、その単位を一〇倍近く（議決権がないことによるディスクワントを見込んでも）にできる。その場合の議決権は、一株一議決権で議決権制限株式にしなくとも、出資額当たり普通株の一〇分の一しか与えられない。これを無議決権株式にすれば、仮にその発行株式数が、普通株と無議決権株と同数であつても、普通株主の出資額は、無議決権株式の一〇分の一近くですむことになる。もちろん、この場合には、無議決権株主は、議決権株主による抑圧・搾取の危険を負うから、安易にこのような株式を取得すべきではない。しかし、そのようなリスクの回避を市場原理（投資者の自己責任）に委ねておいてよいか、という問題がある。

その意味では、無議決権株式の発行数の制限によって少數支配を防止するという制度は、無額面株式制度の導入によつて無意味になるおそれがあつたことは、否定できないと思われる。それでも、平成一三年改正前には、前掲（注12）に掲げた解釈では、その大きさ（株価）が異なることはない。しかし、種類が違えば、その大きさを異なるものとすることがで

あつたが、同改正によつてこれが失われた（単純な議決権制限株式が認めたが、株式会社における議決権株式と無議決権株式との間には、そのような考慮を要請する構造的な問題はない）。

まして、会社法一一五条の定めは、発行規制ですらなく、事後の是正措置義務を課するものであるが、その義務を履行しない場合の扱いは、何ら規定がない（罰則その他その義務の履行を確保するための手立ては何ら講じられていない）（注14）。もつとも、特定の企業理念に基づく経営の確保の必要等、少數支配を正当化する余地も考えられる。しかし、それを許すための条件がいかなるものかは、十分検討されるべきである。闇雲に少數支配の可能性を拡大すべきではない。

（注14） 会社が正当な理由なしに必要な措置をとらない場合につき、議決権制限が無効になるとの解釈論がある（江頭・前掲（注8）文献一四一頁）。少なくとも一二五条に意味をもたせるためには、正当であろう。

## 四 新株予約権と株主平等—企業買収防衛策との関係

### (一) 新株予約権と平等原則

一〇九条一項は、株主平等原則の一般原則として、株式の内容および數に応じた平等取扱いを定めている。これに対し、新株予約権は、その行使により会社から株式を取得することができる権利(二条二一号)である。株式の内容は、その種類に応じて一定であるが、新株予約権の内容(二三六条一項)は、その発行の都度、適宜に定めることができる(二三八条一項)。そのほか、新株予約権の行使の条件を定めるることもできる(九一条一二号ハ)(注15)。

(注15) もつとも、二三六条一項一号ないし四号以外の行使の条件を二三六条において新株予約権の内容として定めることなく、登記事項としてのみ、定められていること(九一条三項一二号ハは、ことさら二三六条の定めとは別るものとして定めている)の意味については、理解できないところがある(会社法制定前商法二八〇条ノ二〇第一項六号ハ参照)。会社法では、二三条一項各号の事項が新株予約権の内容とされており(二三八条一項一号)、これを含む二三八条一項各号の事項は、二三八条二項・二四〇条によ

り株主総会決議または取締役会決議で定めるべきことは明白であるが、規定上この行使の条件は、新株予約権の内容から排除されている(九一条三項一二号の規定振りからすると、それを意図したものではあるが、ここで問題になるような差別的行使条件を考えると、明らかに不当である)。少なくとも決議事項から除外する理由はない。会社法制定前の旧商二八〇条ノ二〇第二項四号は、「払込額(会社法三三六条一項二号三号に相当)と行使期間(二三六条一項四号に相当)以外の新株予約権行使の条件」を取締役会決議事項として定めていたが、これを変更する理由はない。

(注16) 企業買収防衛は、会社の經營(支配)権の帰属やこれに介入する権限をめぐって敵対的買収(株式の取得)が行われようとしている場合において、それを妨げる行為である。敵対的買収は、会社の現在の經營者が反対するものである。現在の經營者が賛成するものであれば、それは友好的買収ということになる。敵対的企業買収自体の問題点については、ここでは詳論しないが、その背景は次のようなものと考えられる。

つまり、経済・証券市場のグローバル化、投資ないし投機資金の過剰(余り)状況、株式の持合いの解消(安定株主の減少)等により、わが国においても、証券市場で取引されている株式の買占め(会社を支配できる株式の取得)が実際の脅威として現れるようになった。經營者が、これまでそのような危機感、緊張感をもつて会社の經營をしてこなかつた、という問題があることも、否定できない。要するに、会社の經營が適正に行われていない場合(会社の經營が効率的かつ健全でない場合)において、その經營者の交代を迫る動きが起こることは、望ましいことである。特に企業買収の標的に保有いたことには許されない。株主

で、現在のところ差別的行使条件を付した新株予約権を利用すること(ライツ・プラン・ボイズン・ピル)が広く行われている(注18)。

たとえば、企業を食いものにしようとすることが、その典型ということになると、(後掲(注18)の抗告審決定参考)、それと正当な投資行動との境目は、必ずしも明確ではない。また、企業經營は、効率だけを求めるのではなく、ある理念(企業の社会的責任といふ観点から評価に値するもの)に基づいて行われる場合もあり得る。そういう企業を解体しても、あえて利得を得ようとするものであるようない場合(企業のもつ社会的に正当な価値が毀損される場合)には、その買収に抵抗することも正当化されることになろう。

これが、企業防衛の一つの理念と考えられるが、どのような場合において(その場合をどのように認定できるか)、そのような手段を正当化することができるかが、問題である。典型的な防衛手段は、友好的な株主となるべき者への第三者割当増資であるが、これについては、主要目的ルール(資金調達の必要性の優越の要請)という制約がある。安定株主の確保も、經營理念に共鳴する株主の糾合であればともかく、經營者の保身を目的とする相互

その場合差別的な行使条件や取得条項を定めることができる。新株予約権者は、まだ株主ではないのであるから、直接株主平等の原則と抵触することにはならない。たとえば、取締役等に対するストック・オプションにおいて、その勤続期間、貢献度(プラスの場合もマイナスの場合もある)等に応じた行使条件や非違行為があつた場合の新株予約権の没収(会社による取得)を定めることは、当然のこととして許容される。問題は、現在広く行われているいわゆる企業防衛策(注16)(注17)と

その場合差別的な行使条件や取得条項を定めることができる。新株予約権者は、まだ株主ではないのであるから、直接株主平等の原則と抵触することにはならない。たとえば、取締役等に対するストック・オプションにおいて、その勤続期間、貢献度(プラスの場合もマイナスの場合もある)等に応じた行使条件や非違行為があつた場合の新株予約権の没収(会社による取得)を定めることは、当然のこととして許容される。問題は、現在広く行われているいわゆる企業防衛策(注16)(注17)と

平等の観点から、買収者を含む特定の株主に利益を与えて株式を譲渡させることは許されないし（グリーンメイラーの好餌になる）、まして正当な理由もなく、その意思にかかわらず没収することはできない。

(注17) 株式会社の支配権（経営者特に取締役の選任・解任を左右できること）というときは、発行済株式総数の過半数取得が明白な指標である。また、発行済株式総数の三分の一・三分の二は、特別決議の成否の節目である。

しかし、いずれも株主分散の程度

(無機能株主の割合)つまり総会で議決権を使用する株主が有する株式数（過半数の基準となる分母）によっては、もっと少ない割合でも、総会決議の成否が決する可能性がある（親子会社の定義につき施行規則三条参照）。

たとえば、TBSにおいては、発行済株式総数の二〇%取得（関連会社に関する計算規則二条四項一号三号参考照）をめぐつて企業防衛策の発動が問題になつてている。

(注18) この問題が最初にクローズアップされたのは、ライブドアによるニッポン放送の敵対的買収のケースである。この事件では、防衛策として、新株予約権の第三者割当発行が認められ、これについては、その新株予約権発行差止めの仮処分が申し立てられ、これが認容されて差止仮処分が発令されたため、当該新株予約権は発行され

なかつた（差止仮処分を無視した新株発行には無効事由があるとするのは、最判平5・12・16民集四七卷一〇号五四二三頁）。仮処分決定（東京地決平17・3・11金判一二二三号二頁）、保全異議決定（東京地決平17・3・16金判一二二三号二二頁）、保全抗告決定（東京高決平17・3・23判時一八九九号五六頁）が関連裁判例であり、会社法施行前の事件であるが、基本的な問題状況に変化はない。そもそも、新株予約権は、社債と結びついたものでない限り、基本的には資金調達手段として意味をなさない（会社のイニシャチティブで予約権を行使させることはできないのが法律上の建前である）。

主要目的ルール（資金調達目的ではなく、支配権（株主の持株比率）について影響を及ぼす目的での新株発行は不公正発行として、許されない）を前提にすれば、新株予約権の行使によってその支配権をめぐる争いに影響が生ずるような新株予約権の第三者割当発行は、原則として不公正発行になると解される。正当理由が資金調達目的に限られるかどうかは、議論があり得るが、株主の持株比率の変動が主要な目的と認定できれば、不公正発行である。もつとも、この保全抗告決定は、買収者がグリーンメイラー（株価を上げて会社関係者に目的での株式取引）である場合等濫用的買収について、対抗手段として新株予約権の發行の余地を認めている。しかし、その

ような場合にあつても、第三者割当発行が適切な手段かどうかには、疑問がある。有利発行になる場合はもちろん許されるべきではないが、有利発行自体が「特に有利な条件」（二三九条二項二号）を要件としており、単なる有利性は要件とされていない（会社にとつて不必要的新株発行によつて、相手の利益が当該第三者に移転する可能性がある）。そして資金調達を目的としないものであれば、少なくとも当該濫用的買収者を除く株主の持株比率について影響を与えないものであることが望ましい。

(二) ブルドックソース事件—企業価値報告書・防衛指針と最高裁決定  
最近の企業買収防衛策の傾向は、差別的行使条件（敵対的買収者には行使を認めない）を付した新株予約権を無償株主割当てで発行することである。事前警告型といわれる、まだ買収者が現れない段階（平時）に導入するものが多い。その適法性については、議論があるが、今後の議論の展開に大きな影響を与える最高裁の決定が出された（注19）。株主平等原則に関する判断がなされているので、それを中心に考えてみる。

(注19) 最決平19・8・7金判一二七三号二頁（許可抗告事件）、原審II東京高決平一九・七・九金判一二七二号一

七頁、原々審II東京地決平19・6・28金判一二七〇号一二二頁

特定の株主の持株比率の希薄化のため新株予約権を利用することにつれては、新株発行による場合とは異なつて、資金調達のためという正当化理由を用いることは極めて困難である。つまり、資金調達のためなら新株発行のほうがはるかに有効であり、これを使わず、新株予約権の発行を利用することを正当化する説明は不可能といつてよい。他方、第三者割当ての新株発行によると、会社の資金需要によつて発行株数に制約を受けることになる。そして、新株予約権の第三者割当発行については、特段の理由のない場合、不公正発行との推認を受け、差止め（二十四七条）の対象になる恐れが極めて強いため（前掲（注18）東京高決平17・3・23（ニッポン放送事件）参照）。

これに対し、差別的行使条件を付した新株予約権を株主に付与することについては、新株予約権の行使は、株主としての権利の内容ではないという考え方がある。これは、株主としての権利の内容ではない（経済産業省企業価値研究会『企業価値報告書』（二〇〇五年五月二七日）と同日付経済産業省II法務

省『企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針』。

前述のとおり、新株予約権自体は、差別的な行使条件を許容するものであるが、問題は株主に対する無償割当（無償交付）という手続（二七七条～二七九条）で交付されるものであることである（ちなみに余談ではあるが、二七八条において卒然として新株予約権付社債に付された新株予約権の無償割当に関する定めが出現するが、この株式から派生する無償の付与という脈絡において、社債がどのように成立するものか理解しかねる）。

無償割当では、株式についても認められるが（一八五条～一八七条）、これらはいずれも、その株主たる地位に基づき、同じ取扱いをうけること（少なくとも株式の種類が同一である限り、同じ新株予約権・株式が割り当てられること）を前提とするから、無償（対価なし）することが許されるのである（株主によつて偏頗な扱いをすることが許されないことが、株主を同一に扱うべきものとする株主平等原則の要請である）（注20）。

（注20） それだから、これらの場合は、二一〇条や二四七条のような発行差止請求についての規定が設けられていないのである。前掲（注19）最決平

19・8・7は、新株予約権の無償割当の場合に二四七条の定めの類推適用を認め、株式平等原則の適用について、新株予約権者の差別的な取扱いを内容とする無償割当（二七七条）であつても、株式の内容等に直接関係するものでなく、直ちに株主平等の原則に反するものでないが、二七八条二項は、その割り当てる新株予約権の内容・数・その算定方法についての定めは、株主の持株の数に応じて割り当るべきことを定める等、割当新株予約権の内容は同一であることを前提としていると解され、株主平等原則の趣旨は、新株予約権無償割当の場合にも適用がある、とする。

株主平等原則の直接の適用を認めず、その趣旨の適用というのは、いさか、歯切れが悪いようにも思われる。しかし、その意味は、同じ内容の新株予約権の割当は受けているが、事業の差別的行使条件の結果として、他の株主と同じだけの株式を取得できないのでは、平等な取扱いとはいえない。すなわち、一〇九条一項は、株主は、その有する株式の内容・数に応じて、平等に取り扱わなければならぬ、と規定している。それにもかかわらず、無償割当がされる新株予約権の行使について、株主によつて取扱いを異にするのは、平等な取扱いではない。

これが、株主平等原則の趣旨の適用があるという意味であろう。

しかし、この原則をいわゆる企業買収防衛の場合にも貫徹すべきものかどうか、例外が認められないか、

が問題になる。会社法は、この問題について全く意識的な検討をしていない、というのが正直なところであろう（注21）。この問題は、すぐれて資本市場で株式が公開されている会社の問題である（法律上譲渡制限がある会社は譲り受けの承認というバリアがあるから当然であるが、事实上株式に流動性がない会社においてもそのような株式の取得は事実上不可能である）。

前に述べたとおり、企業買収には、経営の効率化のため望ましいものもあれば、不健全なもの（株主や社会に害をなすもの）もある（それは、敵対的買収であつても、友好的買収であつても、同じである）。効率的な市場として、それにどう対処するべきものかは、資本市場法（日本）の実定法としては、金融商品取引法）の問題である（暴力的・不公平な資金による買収にどう対応するか）。そして、日本法上は、株式の大量取得について、公開買付けが強制されているから、その局面での問

題になる。他方で、買収の標的とされた会社・株主の保護は、会社法の問題でもある（注22）。

（注21）ここで問題になつている新株予約権につき、発行形態を制限しない汎用化が平成二年改正において行われたが、この用途での使用が検討された形跡はない（立案担当者の解説でも触れられていない）。その後の経済社会情勢の変化（前掲（注16））に起因するM&Aに関する状況の進展に伴い（ソニー、ユシロ化学等の事案が、平成五年末から翌一六年中にかけてのものである）、アメリカでの例にならつたその利用が、実務上検討されるようになった。たとえば、上述の経済産業省の企業価値研究会の活動。会社法においても、本格的に検討された形跡はない（少なくとも、立法には反映していない）。わずかに、事業報告の記載事項に関する施行規則（二七条）が、その関係の手当てであるように思われるが、これがいかなる法的な意味をもつものかには、疑問がある。

（注22）この点に関し、アメリカ法とイギリス法とでは、対照的な取扱いをすること。アメリカでは、連邦法としての証券取引法が、市場外の投資家保護のための公開買付けの制度をもつが、他方で、州法としての会社法や判例法は、ボイズン・ビル等を含む会社による企業防衛策を認める。イギリス（EUの二〇〇四年の公開買付指令でも基本的

に同じ)では、三〇%を超える議決権取得に公開買付けを強制し、買収者が全株買取義務を認める。他方、取締役による企業防衛策は、認めない(中立義務)。パネルという独特的の審査システムがあり、企業買収の是非の決定は、株主総会の決議の判断による。

この問題については、株主平等原則の例外の面がある以上は、法律においてきちんと手当てをすることが望ましい。しかし、会社法においてその手当てが欠けていることは、前述のとおりである。そして、現状をみると、企業に何らかの防衛策を認めることが相当なことは、否定できない。

そこで、前記(注19)最決平19.

8・7は、当該事案(ブルドック

ソース事件)について、株主平等原

則の趣旨の適用を認めた上で(前掲

(注20)参照)、差別的行使条件・取

得条項が付された新株予約権の無償

割当てによる発行をその例外として

認めるに至った。その判旨は、次の

ようなものである。

株主平等原則は、個々の株主の利益を保護するためのものであるが、株主の利益は、会社の存立、発展なしに考えることはできないものであるから、特定の株主による経営支配

権の取得に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずるなど、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されことになるような場合(注23)には、その防止のために当該株主(買収者)を差別的に取り扱つたとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り(注24)、これを直ちに同原則の趣旨に反するものということはできない(注25)。

(注23) そして、この場合に該当するか

どうかについては、「最終的には、会社の利益の帰属主体である株主自身によつて判断されるべきものであるところ、株主総会の手続が適正を欠くものであったとか、判断の前提とされた事実が実際に存在しなかつたり、虚偽であつたなど、判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、当該判断が尊重されるべき」とし

てよい、ないし買収者が経営支配権を

取得しても(取得したほうが)よい、

と考えるのが推進派であり、買収者に

売りたくないし(買付価格が安すぎる

と考える場合等)、買収者が経営支配

権を取得するのは嫌だ、というのが阻

止派といふことになる。この判断のた

め役立つ情報が株主に提供されるべきである。

阻止派の株主であつても、推進派が多ければ、売ることもやむを得ない(バスに乗り遅れると不利になる)と当性を失わせるような重大な瑕疵はない、とした。

もっとも、この決議は、(論点は、企業価値の問題であるけれども、つまりたる株主は既存の株主が選ぶのが原

り総会決議事項とされるのは「企業価値および株主の共同の利益の確保向上のための差別的取扱いを定める新株予約権の無償割当てに関する事項」である(企業価値の毀損があるかどうかを直接に株主の判断の対象とするものではないと考えられる。株主も多様であり、企業価値の捉え方も、一義的ではあり得ない(これを即株主価値つまりは株価と問題とする考え方もあるが、企業理念・社会的貢献(企業の社会的責任)の要素をどう考えるか(特に公益性の高い企業の場合)という問題もある)。

そこで、この場合の議決権行使に関する

判断基準は、当該企業買収推進か阻止かということ(その阻止のための無償割当ての可否)であり、買収者に売つてよい、ないし買収者が経営支配権を

取得しても(取得したほうが)よい、

と考えるのが推進派であり、買収者に

売りたくないし(買付価格が安すぎる

と考える場合等)、買収者が経営支配

権を取得するのは嫌だ、というのが阻

止派といふことになる。この判断のた

め役立つ情報が株主に提供されるべきである。

阻止派の株主であつても、推進派が多ければ、売ることもやむを得ない(バスに乗り遅れると不利になる)と当性を失わせるような重大な瑕疵はない、とした。

そこで、この決議は、(論点は、企業価値の問題であるけれども、つまりたる株主は既存の株主が選ぶのが原

則である)。なお、株を売るかどうかは、株価の将来予測(現状で上昇が期待できれば売らない)の問題である(そして、株を手放すのであれば、企業価値が増大しようと、毀損しようとはないと考えられる)。また、この際買収者の持株比率を下げるための防衛策が、一方的に買収者に不利なものであれば、他の株主はすべて受益者になる。その相当性(買収者の悪性)が要求されることになろう(たとえば、一定の持株比率を超える株主について、一律に不利益な扱いをするようなことは、問題である)。

(注24) 本件新株予約権は、本件買収者による当初の公開買付価格の四分の一で取得できるものとされています。本件新株予約権発行の取締役会決議では、課税上の問題からこの取得条項による取得ができるときでも、その新株予約権を一個三九六円で譲り受けける旨を定めた(実際は、現在のことろ、課税上の問題はないとされて、上記取得条項が発動された。最高裁は、この対価は、買収者が自ら決定した買付価格に基づき算定されたもの

いうことができ、買収者の受けた持株比率の低下の影響を考慮しても、この無償割当でが、衡平の理念に反し、相当性を欠くものとは認められない、とし、さらに買収者への多額の金員の交付が企業価値を毀損し、株主共同の利益を害するおそれがないかについては、買収者以外の既存株主の殆どによる判断を尊重すべきものとした。

(注25) 原審東京高決(前掲(注19))では、買収者を濫用的買収者と認定していたが、最高裁は、それに当たるか否かにかかわらず、上記説示により、株主平等の原則の趣旨に反せず、法令等に違反しない、とする。

なお、著しく不公正な方法によるものかどうかについても、判断がされている。

まず、株主平等原則からみて著しく不公正な方法によるといえることは、これまでの判示から明らかであるとした上(注26)、事前に本件のような対応策が示されていなかつた本件につき、事前に対応策を定めておくことが関係者の予見可能性を高めるものはあるが、緊急の事態に対処するためのものとして急ぎよ行われた本件新株予約権無償割当ては、買収者に価値に見合う対価が支払われることも考慮すると、著しく不公正なものとはいえない、とする。

いうことができ、買収者の受けた持株比率の低下の影響を考慮しても、この無償割当でが、衡平の理念に反し、相当性を欠くものとは認められない、とし、さらに買収者への多額の金員の交付が企業価値を毀損し、株主共同の利益を害するおそれがないかについては、買収者以外の既存株主の殆どによる判断を尊重すべきものとした。

(注25) 原審東京高決(前掲(注19))では、買収者を濫用的買収者と認定していたが、最高裁は、それに当たるか否かにかかわらず、上記説示により、株主平等の原則の趣旨に反せず、法令等に違反しない、とする。

また、会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を維持するためのものではなく、専ら取締役等やこれを支持する特定の株主の経営支配権を維持するためのものである場合には、原則として著しく不公正な方法によるものと解するべきであるが、本件はこれに該当するものではないとする。

新株予約権の無償割当について株主平等原則の趣旨の適用が認められること(既述のとおり、そのことは、新株予約権自体について差別的な条件が認められることは、かかわりはない。その点で、上記企業価値報告書の前提是、否定されている)。その例外として許容される場合があることが、明らかにされている。

この事案は、企業防衛策としての新株予約権無償割当(定款変更とその定款の定めに基づくもので、いざれも特別決議)について株主の圧倒的多数による支持があつたこと(買付限度無制限の公開買付けが行われているとはいえ、その現実の持株比率は、経営支配権取得に関する警戒水準とは考えにくい一〇%程度というのも特殊な状況である)と、買収者に割り当てられた新株予約権価格)に基づく經濟的補償(注27)がされていることに特色がある。

(注27) この額(新株予約権の取得価格)については、議論がある(差別による不利益についての正当な補償の算定方法)。また、濫用的買収者と認定できる場合には、そのような經濟的利益を与えることは、適当ではない。しかし、その認定は、どのようにすることができるかが、問題である。その判断を取り締役に委ねることが適當でないことはもちろんだが、(社外者としても、その信頼性は必ずしも担保されるものではない)、株主総会で決するところが常に正しいともいえない(補償なしで買収者の持株比率を下げ、他の株主の持株比率を上げるような効果をもつ新株予約権無償割当については、当然他の株主が利益を受けるから、特別利害関係をもつことになる)。その経済的補償が不十分と考えられる場合には、その防衛策自体が無効となることとなるのかも、問題である。ちなみに

この決定は、当該事案での結論自体としては是認すべきだが(地裁から最高裁まで、結論は一致している)、検討すべき課題が多い。すなわち、ここでは、株主の判断による企業防衛策の是認が重視されている。確かに、買収策の内容まで決定させるかどうかはともかく、企業の経営支配権の移動に繋がるような企業買収(公開買付け)が行われようとするとき、それが会社・株主にとって望ましいものかどうかについて、株主の判断を求めるることは望ましいことである(株主は、その持株を売却すべきかどうか、他の株主の意向はどうかをめぐって、判断に迷う状況がある)。このような企業買収が問題になるのは、専ら公開会社であり、その総会権限は、会社法または定款の定めによる(二九五条二項)。したがって、これについて

(注28) 公開買付けについては、金融商品取引法上、公開買付開始公告・公開とどまるのかも、問題である。ちなみ

に、濫用的買収の場合かどうかの判断は、会社の疎明責任に基づいて、このような差止めの仮処分の局面で、裁判所がせざるを得ないことになろう。

### (三) 検討すべき課題

この決定は、当該事案での結論自体としては是認すべきだが(地裁から最高裁まで、結論は一致している)、検討すべき課題が多い。すなわち、ここでは、株主の判断による企業防衛策の是認が重視されている。確かに、買収策の内容まで決定させるかどうかはともかく、企業の経営支配権の移動に繋がるような企業買収(公開買付け)が行われようとするとき、それが会社・株主にとって望ましいものかどうかについて、株主の判断を求めるることは望ましいことである(株主は、その持株を売却すべきかどうか、他の株主の意向はどうかをめぐって、判断に迷う状況がある)。このような企業買収が問題になるのは、専ら公開会社であり、その総会権限は、会社法または定款の定めによる(二九五条二項)。したがって、これについて

買付届出書の提出（二七条の三）、公開買付説明書等の作成・交付（二七条の九）、公開買付対象者による意見表明報告書等および公開買付者による対質問回答報告書等（二七条の一〇）、買付義務（二七条の一三第四項）等の制度が、定められているが、これで十分かどうかは、疑問である。少なくとも、およそ株主総会とのリンクはない（二九）でいう株券等の発行者は会社であるが、その担当機関は、取締役会ということにならざるを得ない）。その公開買付けの実体（目的・内容等）について、会社の経営者と株主に対し、十分な説明（情報）と検討の期間が与えられることになっているかどうかは、疑問である。本件における買収者の説明は、まさにその典型である。本件ではたまたま定期総会の開催時期であったが、臨時総会を開催する余裕があつたかどうかは、疑問である。

#### 会社法の立場（経営支配権の争奪に

関する利害関係者の利益調整はいかにあるべきか）から、どのような手当て（法律・規則において）が必要かの検討をしなければならない。これが欠けている。

法律の手当てがされていない現状

では、事前に定款に定めを置くことにより、総会の判断（注29）を仰ぐ根拠を明確にしておくべきである（これがないと、勧告的決議ということになるが、法律にも定款にも根

拠がない総会の決議には、説得力がない）。そして、その決議について株主の議決権の行使に参考となる事項を収集・整理・開示する手続（いわゆる事前警告型防衛策）を定款で明確にしておくべきであろう（これについては、最高裁決定も、その平時ににおける事前の導入が予見可能性を高めると指摘しており、推奨しているようではあるし、その情報の株主への提供のシステムに関する会社法上の手当ては決定的に不足しており、それを会社が定款自治を利用して補うことは適切な行動である）。しかし、手続の設定をただけでその適否が決されるわけではなく（たとえば、株主の判断がどの程度の多数ですることを要するかは、本件が残した問題点である。判断の機会を与えたことを根拠に相対多数の賛成で足りると解することができるか）、問題は、その手続と判断の実質である（よい企業買収もあるし、悪い企業買収もあることが前提である）。

（注29）総会決議によることなく、防衛

策の発動の是非について、取締役会が決定することには、そもそもある者が株主となることの適否を経営者が決定することとか、という根本的な疑問がある。直接の判断事項は、株主として

の適否ではなく、その予測される行動が企業価値の毀損をもたらすかどうかの判断だ、という弁解が成立するかどうかという問題になる。しかし、企業価値毀損の有無というのは、極めて判断に幅がある事項である（その判断におけるバイアスの認定は困難である）。したがって、本件の最高裁決定も、総会の判断を尊重すべきものとしたのである。明らかに濫用的買収者と客観的に認定できる場合にのみ、取締役会の判断による防衛策の発動が許容される余地があると考えるべきであるが、それでもなお法の根拠なしで許すべきものかどうかには、疑問がある。つまり、経営者としては、総会決議を仰ぐ手続を構築しておくべきである（これがないと、本件のようなことになる）。そのため必要な合理的と認められる事前の手続（株主の意思を問うための時間的余裕・情報提供等）を買収者が履行しなかつた場合（その警告をあえて無視した場合）については、これを認めるに至っておかなければ、事前手続の定めの実効性がない。その法的根拠を与えるのが相当である（実定法が欠如していれば、定款の効力に関する判例法に期待するほかない）。

また、社外の中立的ないわゆる有識者の判断に委ねる考え方がある。しかし、その判断の適否は、専らヒトの問題に帰着する。この判断者を選択する

ここまで排除できるかも問題である。つまり、株主（会社の利益ないし株主共同の利益の体现者）とは立場が違つており、その立場からの正当性を主張することはできない。もちろん参考意見としては意味があるが、それを決定的なものとできるかについては、疑問がある。

五 株主平等と関連するいくつかの問題

（一）株主の締出し（スクウェイーズ・アウト=Squeeze Out）

株主自身が不平等な取扱いに同意し、これを許容している場合には、株主平等原則による保護を働かせる必要はない。しかし、株主が、その意思によることなく、資本多数決によって、株主たる地位を奪われること（会社の出資者たる地位が奪われ、会社事業から切り離されること）は、最も重大な平等原則の侵害ということができる。

これが、株主の締出し（スクウェイーズ・アウト）の問題である。

会社法では、これを安易に特別決議によつてする余地を認めており、その立法としての妥当性には大きな疑問がある（これが、裁判上も、株主の特種の特別決議があれば、法が許容しない場合についても認めるという

傾向に繋がるとすると、極めて問題である)。

これは、会社法制定前からあつた問題ではある。最も根源的には、株式会社は、株主総会の特別決議によつて解散する(四七一条三号・〇九条二項一一号)ことである。しかし、もともとこれは、事業が継続できない状況にあることを想定し、その残余財産は全株主に分配されることを前提とする。事業がゴーイングコンサーントとして継続されることが、特にその多数株主がその事業を継続する局面を主要な適用対象として想定したものではなかつた。

しかし、事業再編(事業の選択と集中)・企業結合の動きが進展し、将来会社・株主に収益をもたらすことが期待される事業が切り売りされそれが専ら多数株主の利益のために行われかねない(他の株主は、その事業から切り離される)という状況が生まれてきた(注30)。

(注30) 事業譲渡は、従来から認められている制度で、事業全部(重要な一部)の譲渡は、特別決議によつて認められる。しかし、これは、債務の承継に手間がかかり、それほど大規模なものは困難であった。

会社法は、会社法制の現代化を標榜しているにもかかわらず、その経済社会状況の変化についての対応と

いう観点からの検討を十分していない(企業結合の問題がその適例)。

この変化を安易に加速させる一方で、その弊害(特に少数株主の保護)の除去についてあまり配慮していないようみえる。新しい制度として、まず、全部取得条項付種類株式という制度を認めている(注31)。また、組織再編について、これまで株主として特定の事業に投資してきたことは、無視され(その将来の発展にかける投資という意味が失われる)、その株式の対価としてその事業を継続する企業の持分ではなく、金銭をもつてその対価とすることが認められる(交付金合併等)(注32)。

(注31) これは、会社がある種類の株式全部を取得することができる制度である。もともとは、債務超過の会社において、会社更生等の手続による裁判所の関与なく、一〇〇%減資を認め、新しい株主構成にするための制度として、考案された、といわれる。しかし、そのような実体要件がなくても、特別決議(つまり、平成一四年改正で定足数の要件が緩和されている)が、それについては前記の問題点があり、これを一般的な特別決議要件とすることには、問題があつた)によつて許容するものとし、その際に特別決議を経ることと、反対株主の株式買取請求権を認めること)だけで、株主の地位の剥奪を認めること)とし、そのような実体要件がなくとも、手続(一度株主総会・種類株主総会の開催)による株の売買の成立自体が、売り手と買い手の株式価値の認識の差に由来するものである(売り手はその売買価格が

する必要はなく、定款にその定めさえすればよい)。つまりは、少數株主は、株式の買取請求権という対抗手段があるだけで、株主の地位から放逐される。

会社法は、買取請求さえ認めれば(つまり財産的補償さえ与えれば)、算定方法については、問題がある。

しかし、その場合の買取価格の問題はない、と考えているようである。しかし、その場合の買取価格の問題はない、と考えているようである。しかし、その場合の買取価格の問題はない、と考えているようである。しかし、その場合の買取価格の問題はない、と考えているようである。

つまり、平成一四年改正における特別決議要件の緩和が、いかなる状況に対応するものであつたかを考えず(議決権の行使に関心をもたない無機能株主の増大に対応するためのものであつたが、同じ特別決議事項であつても、そのような株主についてもその意思を確認すべき重要事項とそれ以外の比較的軽微な事項とがあることを看過している)、このようないうな株主の締出しについても一律に特別決議(つまり、平成一四年改正で定足数の要件が緩和されている)が、その場合でも正当な補償は必要(その場合でも正当な補償はある)。

公共の利益のため、所有権その他の私権の収用が行われることがあるが(その場合でも正当な補償は必要)、私的な利益のための他人の財産権の侵害は、どのような要件の下に行なうことが、正当視することができるか、という問題があるし、その場合の正当な補償とは何かという問題がある(将来の事業発展の可能性の予測などは、事実上不可能に近い)。

そもそも当事者の合意による株の売買の成立自体が、売り手と買い手の株式価値の認識の差に由来するものである(売り手はその売買価格が

割高と考えるから手放し、買い手は割安だと考えるから取得するはずである）。その売買が強制される場合の価格決定は、交渉によってその均衡点を求めるという手法がとれない場合、より難しくなる（たとえば、土地収用のような場合には、相当の代替物の取得に要するコスト相当という基準が考えられるが、企業は極めて複雑な存在であり、それと同じ基準を使うことも、困難である）。

企業価値を反映した株式価格を直接求めるという手法については、シナジー等の効果（将来の企業価値）を測定することは、極めて難しい。

買取請求権の行使における正当な株式価格の決定は、裁判所が非訟事件として行うことになっているが（一七条二項等）、裁判所がこれに必要な情報も、能力も有していない（特に市場価格がない株式の価格算定についてのノウハウは確立していない）。株式価格の算定の基礎は、企業価値にあると考えられるが、それに関する情報の保有は、圧倒的に会社に偏在している。そして、ここでは会社と少数株主との間は利益相反の関係にある。法律が相当の手当をしなければ、会社が情報操作をすることは、容易に予測できる（現

にMBOについて問題になつていい）。しかるに、会社法は、この点について、何ら配慮していない（事実として、零細な株主は、泣き寝入りするほかない）。

会社法が、特別決議によるスクワイーズ・アウトを簡単に認めていることは、問題があり、それを容易に類推して、他の場合に及ぼすところには、さらに問題がある。もちろん、人間社会については、最大多数の最大幸福の達成という目的もある。すべての関係者の同意を要件とするのでは、これを達成できないから、株主の同意を得ないスクワイーズ・アウトをも、認めるべき場合があることは否定すべきではない。

しかし、これをどのような場合にどのような手続で認めるべきか（実体要件と手続要件）、その場合に生ずる弊害からの保護策としていかなる措置を講ずることが相当かについては、きちんと検討すべきものである。会社法の制定過程で、その検討が十分されたようにはみえない（三角合併等組織再編対価の柔軟化をめぐる適用延期騒動は、その表れのように思われる）。

### との関連

株主権の行使に関する利益の禁止（一二〇条）は、その利益供与が株主権の行使・不行使と関連しているものであれば足り、利益を供与する相手が株主である場合に限られるものではない。しかし、その相手が株主である場合には、株主平等原則違反の問題が生ずる。この禁止規定が制定される前の最判昭45・11・24（前掲（注3））は、無配会社が、少數株主権を行使できることを強調してした大株主の無配による損失填补の要求に応じ、金銭贈与契約を締結した事案について、株主平等原則違反として無効としたが、現在では利益供与の禁止にも当たる。

逆にいえば、株主権の行使に関連する意味をもち、特定の株主にのみ供与されるものであっても、それが株主権の行使について特段の影響を与える趣旨のものではなく、社会通念に照らして相当とされるものであれば（合理的理由があれば）、利益供与の禁止に抵触するものではなく、

12（前掲（注3））が、ある。

### （三）株主の同一取扱い

総会に出席する株主については、合理的な理由がない限り、同一の取扱いをすべきで、社員株主を優先的に入場させ、着席させることに合理的理由はないとする最判平8・11・

は、それが不当に高額であつたり、偏頗な扱いをしたりするものでなければ（会社提案に賛成したものにのみ供与するというようなことが許されないことは、いうまでもない）、株主の会社への一般的なアクセスを促進するため合理的な理由があるもので、利益供与・株主平等いずれの観点からも問題にならない。大株主に対するお中元・お歳暮も、同じように対するお中元・お歳暮も、同じよう社会通念・社会的儀礼としての相当性（株主権の行使について特段の影響を与える趣旨のものではないか）の観点から、考えてよい。

株主権の行使に関する利益の禁止（一二〇条）は、その利益供与が株主権の行使・不行使と関連しているものであれば足り、利益を供与する相手が株主である場合に限られるものではない。しかし、その相手が株主である場合には、株主平等原則違反の問題が生ずる。この禁止規定が制定される前の最判昭45・11・24（前掲（注3））は、無配会社が、少數株主権を行使できることを強調してした大株主の無配による損失填补の要求に応じ、金銭贈与契約を締結した事案について、株主平等原則違反として無効としたが、現在では利益供与の禁止にも当たる。

逆にいえば、株主権の行使に関連する意味をもち、特定の株主にのみ供与されるものであっても、それが株主権の行使について特段の影響を与える趣旨のものではなく、社会通念に照らして相当とされるものであれば（合理的理由があれば）、利益供与（会社のファン・顧客等をつくること）への誘因というのが合理的な理由になろう。総会出席者へのおみやげ、最近一部の会社でみられるようになつた総会議決権行使者に対する図書券・クオカード等の交付等

し、利益供与については、やはり株主権の行使に影響を与える趣旨のものかどうかが問題である。

株式の保有期間にによって異なった取扱いをすることの可否という問題もある（法律上は、総会提案権等の共益権につき、一定期間以上の株式保有を要求する例がある）。上記の株主優待につき株式保有継続期間によつて差を設ける例があるが、株主優待については、そもそも厳格な比例原則の適用はなく、長期保有株主をより優待するということも合理的な取扱いの範囲と考えられる。

さらに保有期間に応じ差別的取扱いをする新株予約権の無償割当ての例（同和鉱業）がある。これは、基準日現在の株主に対し、持株一株につき新株予約権一個を割り当て、その新株予約権一個に対する株式の付与割合を〇・〇五に基準日後三年間の各決算期と各中間期の株主名簿に記載された株式の最少の数を行使新株予約権の数で除した数（つまり三年間持株数が減少しなければ一になる）を乗じた数とするものである（株式一株を対価とする取得条項も付されていた）。これも、合理的な扱い（会社に対する株主としての貢献度を株式保有期間によつて測るこ

と）の範囲内にあるものとして株主平等原則に反するものではないと考えられる。

なお、新株予約権割当ての時点でのまでの株式保有期間に応じて無償割当て自体に差をつけることは、株主の予測に反するものであり、許されないと解すべきであろう（ちなみに、保有期間に応じて議決権に差を設ける制度も立法論としては考慮に値するが、法律の根拠なしに認めることは困難と考えられる）。

いわゆる日割配当も、立案担当者は四五四条三項に反し許されないとするが（相澤哲・岩崎友彦『株式会社の計算等』商事法務一七四六号三五頁）、時価を下回る価額での株主割当増資の場合など、合理性が認められる場合もある（江頭前掲（注8）文献六二一頁等）。

#### （四）株主権の行使—株主名簿の開示

株主権の行使について、平等原則の例外を認める理由は、それを貫徹することによる弊害（特に他の者の利益を害するおそれ）である。少数株主権（提案権・総会招集権等）は、平等原則の明らかな例外である。

いわゆる共益権について問題になることが多い（注33）。これは、株主と

会社（株主共同の利益）それぞれの利益を衡量して、相当の株式を有する株主にのみ権利を認めたものである（単元株制度も、議決権等の株主権を少数株主権とするものである）。

（注33）会計帳簿の閲覧謄写（三三三条）は、少数株主権であるが、最判平16・7・1（民集五八卷五号一二四頁）は、非公開会社に限つてはあるが、持株の適正な価格を算定するための行使を認めている。持株要件を充たさない株主は、これによる権利確保はできないことになるが、それでよいのかについては、疑問もあるが、株主が受けける財産的影響の大きさを考慮したものとでも解することになろうか（共

益権も、すべて株主自らの利益のためのものという性質を有する）。なお、この会計帳簿の開示も、事柄の性質上、本文に掲げたような趣旨からいえば、裁判所の許可にかかるせたまうがよいという判断もあり得る（そのような手当てがされていないことは、沿革が影響していることも考えられる）。

いわゆる単独株主権についても、一定の要件（保有期間等）を付したものがあり、手続的な制約（取締役会議事録の開示、親会社員による子会社の書面等の開示についての裁判所の許可）がある場合もある。これも、その株主の権利の確保・行使

不利益とのバランスを図るためにものである。このうち、裁判所の関与があるものは、会社と株主との直接の交渉によって処理するより、個別の事情に応じて利益状況を整理した判断に基づく（その許可を通じて必要な開示を確保する）ことのほうが望ましいとの趣旨によるものである（注34）。

（注34）ちなみに、親会社社員による子会社に対する開示請求については、押しづねてこの手続が採用されているが、定款や計算書類についてまでそうするのかは、疑問である。

会社法上、株主平等原則の例外を認める合理的理由という観点から問題がありそうなのは、株主名簿の閲覧・謄写請求の拒否事由に関する一二五条三項の規定である（新株予約権原簿に関する二五二条三項も全く同文）。これは、会計帳簿の閲覧等に関する拒否事由の四三三条二項と全く同じ定めである。この会計帳簿に関する定めは、旧商二九三条ノ七を実質そのまま受け継いたものである（旧一号が、新しい一号と二号とに分解されている）。

株主名簿に関しては、旧商法二六三条では特段の制限はなかつた。こ

権能を行使できる株主が、その仲間を知ることができる事が当然だ、という考え方に基づく。しかし、無機能株主の増加に従い、その本来の趣旨とは異なつた利用の仕方が生じ、弊害が生まれてきた（注35）。

（注35） 従来の既得の利益供与的取扱いを打ち切られたいわゆる総会屋が、その嫌がらせまたは報復として株主名簿の閲覧・謄写請求をした事件で、株主名簿の閲覧・謄写請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社はその請求を拒否できるとの最判平2・4・17（判時一三八〇号一二六頁）があった。実務上は、いわゆる名簿屋に利用される（株主からは、ダイレクトメールの送付先にされる等のプライバシーの侵害を助けるものとの苦情もあつたといわれる）等の弊害もあり、実際には特に株主数の多い会社では、会社の事務の停滞を招くための嫌がらせの例（特定の個人によるもの）もしばしばあつたとされる。

稲葉・江頭・森本ほか『条解・会社法の研究』〔取締役〕（別冊商事法務二〇一号）一六頁参照。

旧二六三条に株主および会社債権者に対する開示対象として規定されていたのは、株主名簿のほか、定款、新株予約権原簿、社債原簿、端株原簿であるが、定款の開示は無条件であり（三一条）、端株原簿はそれが自体が廃止され、社債原簿については、限定された拒否事由が定められている（六八四条三項、株主名簿に関する拒否事由である一二五条三項各号から二号・三号を除いたもの）。

ここで、問題とするのは、「請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」という三号の事由である。これは、沿革的には会計帳簿の開示請求の拒否事由に関するものである（注36）。この理由による開示拒絶（差別的取扱い）には、合理的な理由がない（株主平等原則の見地から実質的に問題がある）。

（注36） 東京地決平19・6・15（資料版／商事法務二八〇号一二二頁）は、一五三条三項三号の趣旨につき、他の競業者に株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細が把握されると、競業利用されて会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止するためのものと解される、と述べている。法律の定めを説明するにはそういうほかないが、株主の把握が、どのように競業者による濫用的利用に定型的に繋がることになるのかは、説明が不可能である。株主名簿の閲覧を無制限に許すことの弊害については、前掲（注35）に述べたような問題提起がされていたが、競業に利用されるというような指

ライバシー保護（株主の利益保護）のみが、立法の理由として掲げられている（相澤哲・岩崎友彦『株式（総則・株主名簿・株式の譲渡等）』商事法務一七三九号四三頁）。

株主名簿の開示によつて会社が受けた不利益は、事務処理上の不都合（業務遂行の妨げとコスト負担の問題）と株主から苦情が寄せられるところによるもので、競業者による利用という不都合は考えられない（注37）。この理由による開示拒絶（差別的取扱い）には、合理的な理由がない（株主平等原則の見地から実質的に問題がある）。

（注37） これは、新株予約権原簿についても、同じである（二五二条三項三号）。新株予約権者は、株主以上に会社との繋がりが薄い（新株予約権者の利益保護の問題は、より起こりやすそうだが、会社の利益が害されるという問題は、起こりにくいのではない）。いずれも、会計帳簿に関する拒否事由を十分な検討なしにコピー・アンド・ペーストした結果でないかと疑

摘はなかつた。

われる。

## 六 株主平等原則の意味づけ

株主は、株主として認められるべき権利内容（と数）に応じて会社から同じに扱われるべきで、差別的な扱いをするには、合理的な理由が要求される。これが、株主平等原則の基本的な意味である。株主平等原則の観念的な行き過ぎを指摘する意見もあるが（江頭（注8）文献五二頁）、不平等な扱いを認める場合には、必ずその合理性（原則を貫徹することの弊害と例外を認める必要性との利害のバランス）を検証すべきものである。株主の多数の意思ないし利益は、株主平等原則の例外を認めに当たつてどういう意味をもつかも、重要な観点である（多数決濫用から一般株主を守る役割の意味、定款自治の限界等）。

これは、制度論（立法論）についても、解釈論についても、同じである。つまり、法律の定めがあれば、例外として認められるのが、原則であるが、実定法たる法律の定めにも問題があることは、前に述べたとおりであり、それを踏まえて実質的に考へる必要がある。たとえば、株式の単位は自由化されており、関連す

る単元株という制度は、法律上明確な株主平等原則の例外であるが、具体的な状況における実質的な合理性を考慮しなくてもよい、というものではない（法律に定めがあることは、免罪符ではない）。

株主平等原則は、その株式会社の特質・目的と実態とを踏まえ、これをよく規律するための道具概念であることを前提として考えるべきものである。この原則は、公正性を基礎とする理念であるが、それを貫徹することによって、他者の利益が害される場合があるということがある（特に株主共同の利益の集約としての会社の利益との調和が問題になる）。特に共益権について問題があり、会社法上、一般的な制約要件として株式数、株式保有期間による差別が定められる例も多い。

たとえば、株主有限責任という原則の適用についても、支配株主かどうかによって差別的な（平等でない）取扱いをする余地がある。閉鎖的な会社については、構成員の親密性から差別的取扱いが認められ易い（定款自治による一〇九条二項等）。しかし、株式譲渡制限の定め自体が常にそのような親密性を表わすものかどうかには、疑問もある。

さらに上場会社のように株主が見ず知らずの人間で構成されることを当然の前提とする会社においては、株主が誰であるかを問題にせず、専らその持株を基準として平等に取り扱うこと基本としなければならない。その一方で、そのような会社では、株主が多様化する。株主としてのリターンの確保についても、短期的な財産的利益のみ追求する株主もいれば、より長期的・持続的な発展を希求する株主もいる。さらに財産的

利益より、企業の社会的貢献を重視する株主もいるが、総会屋や名簿屋のように株主権の行使に藉口してそれとは無関係の利得を得ようとする者もいること（反社会勢力がその稼ぎで株式投資することも多い）は、事実として認識すべきである。それを一律に平等に扱うことによって弊害が生ずることも十分考えられ、それを適切に制御する必要がある。

そのような会社は、社会の公器（単純に株主の私物とは考えない）だとする考え方もある。会社はだれのものと考えるべきか、という大きな問題に関連するが、だからといって具体的な局面においてこの問題をどう扱うのがよいのか、について直ちに解決の方向を示すことには、繋

がらない（その価値観の対立をどう

解消すべきかについての考え方を確立していない）。具体的な問題ごとに適切な解決を求める努力を積み重ねるほかない（注38）。

（注38）株主平等の趣旨を実質的に貫徹するには、株主権の濫用を規制する仕組みを検討する必要もある。たとえば、株主権の行使によって得た情報を不当利用することに対する制裁（守秘義務）を制度化することを検討する余地もあるように思われる。

法の下の平等（憲法一四条）とい

う概念が、近代的な市民社会としての日本社会における基本的な規範と考えられるのと同様、株主平等は、株式会社の世界での基本規範（会社民主主義を支えるもの）として、思慮を認めてなくとも、その趣旨に即して考えるべき事柄も多い）。しかし、硬直的に考えることなく、合理的に適用していくことが大切である（バランス感覚の重要性）。法律の定め（これに関する定めがないことの意味を含め）も、完全なものではありえず（このことは、既述したところである）、常にその合理的な射程距離を求める努力をすることが求められる。